

		必 要 書 類									
変更事項		許可証明書 (建設業等)	登記簿謄本	使用印鑑届	代表者身分証 明書(個人業者 のみ)	委任状	納税証明書 (代表者個人の 市町村税)	債権債務継承 書	債権者登録 申請書	登録所在地等 報告カード	許可申請書様 式第1号及び別 表
1	商号・名称										
2	代表者										
3	本社所在地										
4	委任先所在地										
5	受任者										
6	組織										
7	使用印										
8	許認可事項										
9	電話番号・FAX										
10	資本金										
11	技術職員	資格証明(合格資格者証), 雇用の証(健康保険被保険者証写し), 技術職員名簿									
12	営業所新設										
13	委任を受けていない市内営業所所在地										

	水道局独自の様式。		代表者が契約者となる場合のみ必要。
	写し可。		市内業者の場合のみ必要。
	本社と契約する場合のみ必要。		委任先が市内にある場合のみ必要。
	委任先がある場合のみ必要。		新設した営業所に契約を委任する場合のみ必要。

許可証明書を許可更新中で提出できない場合は、許可更新中の証明書を提出してください。

登記簿謄本は、**個人の場合は住民票**となります。

代表者身分証明書は、個人の場合のみ必要です。

納税証明書は、**代表者の市町村税**となります。

登録所在地等登録カードと許可申請書様式第1号及び別表は**工事業者のみ必要**です。

債権債務継承書と許可申請書様式第1号及び別表は、債権債務の継承が発生する場合に必要です。添付書類は写し可。

変更事項1～9は共通。10は工事業者不要。11は物品業者不要。12, 13は工事業者のみ必要。